

第百六十四回国 参議院 經濟産業委員会 會議録 第四号

平成十八年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

浜田 昌良君

三月二十八日

辞任

山口那津男君

補欠選任

山口那津男君

補欠選任

浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長

加納 時男君

理事

北川イツセイ君

佐藤 昭郎君

松山 政司君

若林 秀樹君

渡辺 秀央君

委員

魚住 汎英君

小林 温君

林 芳正君

保坂 三蔵君

松村 祥史君

岩本 司君

小林 正夫君

直嶋 正行君

藤末 健三君

山根 隆治君

浜田 昌良君

松 あきら君

鈴木 陽悦君

国務大臣

經濟産業大臣

二階 俊博君

副大臣

經濟産業副大臣

松 あきら君

大臣政務官

經濟産業大臣政務官

小林 温君

事務局側

常任委員会専門員

世木 義之君

本日の會議に付した案件

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階經濟産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

知的財産立国の実現を図る上で、近年、中小企業等における特許等の工業所有権に関する理解の増進や人材の育成の重要性がますます高まっております。こうした中で、独立行政法人工業所有権情報・研修館がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、所要の規定を整備する必要があります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務の効率性や機動性を一層高めることにより、工業所有権に関する情報の提供、人材の育成を促進するため、同法人を、業務運営の面でより

り自由度の高い特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人にするとともに、その役職員の守秘義務に関する規定等所要の規定の整備を行うものであります。以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(加納時男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案

独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条を」第五条に、「役員(第七条、第九条)を」役員及び職員(第六条、第十条)に、「第十条・第十一条を」第十一条・第十二条に、「第十二条を」第十三条に、「第十三条・第十四条を」第十四条・第十五条に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条の規定に違反して秘密(前項に規定するものを除く)を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三条を削る。

第四章中第十二条を第十三条とする。

第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務) 第九条 情報・研修館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位) 第十条 情報・研修館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第一号 附則 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日後の情報・研修館」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

2 施行日後の情報・研修館は、前項の規定の適用を受けた施行日後の情報・研修館の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「施行日前の情報・研修館」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の情報・研修館の職員となり、かつ、引き続き施行日後の情報・研修館の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の施行日後の情報・研修館の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の情報・研修館を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の情報・研修館は、施行日の前日に施行日前の情報・研修館の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き施行日後の情報・研修館の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の情報・研修館を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の情報・研修館の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)  
第五条 施行日前に施行日前の情報・研修館を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の情報・研修館の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の情報・研修館の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合に

おいて、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。  
2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。  
3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。  
(不当労働行為の申立て等についての経過措置)  
第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の情報・研修館がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員

会による命令の期間については、なお従前の例による。  
2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に所属している施行日前の情報・研修館とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(国家公務員共済組合法の一部改正)  
第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第三に次のように加える。

独立行政法人工業所有権情報・研修館  
独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一十号)

(特許特別会計法の一部改正)  
第十条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第三条中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。